

砂川市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第 1 条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、砂川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する生活交通確保維持改善計画の策定及び変更並びに事業実施に関する事項
- (4) その他交通会議が必要と認める事項

(委員の定数等)

第 3 条 交通会議は、委員 20 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する職員
- (3) 北海道空知総合振興局長が指名する職員
- (4) 一般旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (7) 地域住民の代表
- (8) 市長が指名する職員
- (9) その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 交通会議に会長、副会長及び監事 2 人を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充て、副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- 5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもって代えることができる。
- 5 交通会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議へ出席させ、必要な資料の提出若しくは説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 交通会議の業務を処理するため、市民部市民生活課に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置き、市民部市民生活課長をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、交通会議の事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第8条 交通会議が解散した場合、交通会議の収支は解散をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年1月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 交通会議の設立した年度に委嘱又は任命された委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成27年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。